

公募公告

令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託の企画提案を公募するので、次のとおり公示する。

令和7年3月24日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 業務の名称 令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託
- (2) 公告業務の内容 令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託
公募型プロポーザル募集要領のとおり
- (3) 履行期限 令和9年2月28日(日)
ただし、「令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)第5「委託内容」の業務は、契約日から令和8年3月17日(火)まで
- (4) 県負担限度額 21,704,100円(消費税等諸税を含む)
 - ア 上記県負担限度額のうち、仕様書第5「委託内容」(1)(2)(4)に係る委託金額は10,000,300円(消費税等諸税を含む)を上限とする。
 - イ 上記県負担限度額のうち、仕様書第5「委託内容」(3)に係る委託金額は9,704,000円(消費税等諸税を含む)を上限とする。ただし、同委託金額のうち、8,822,000円(消費税等諸税を含む)は助成金の原資とし、助成金の利用実績に応じ減額する。
 - ウ 上記県負担限度額のうち、成功報酬は1,999,800円(消費税等諸税を含む)を上限とし、実績に応じ委託料を減額する。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 日本において法人格を有していること。
- (2) 中国または香港に、支社や支店、パートナー企業を有しているなど、現地で適切に業務を遂行できる実施体制を有していること。
- (3) 日本語での企画提案書の提出および契約締結が可能であること。また、仕様書で定める営業地域において、現地の言語により交渉および文書の作成を行えること。
- (4) 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定

する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

3 募集要領の交付

募集要領については、次のとおり交付する。

交付期間	令和7年3月24日（月）から令和7年4月2日（水）まで 土日祝日を除く午前9時から午後5時の間
交付場所	福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 なお、観光誘客課のホームページからダウンロードすることができる。
交付資料	令和7年度中国・香港における観光営業代行等業務委託 公募型プロポーザル募集要領

4 本業務の質問に関する事項

本業務の質問および回答の期限は次のとおりとする。

- (1) 質問 令和7年3月28日（金）17時までに、質問票（別紙様式1）により、電子メールで提出する。
- (2) 回答 令和7年3月31日（火）までに、応募者全員に電子メールで回答する。なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

5 資格の確認に関する事項

- (1) 企画提案に参加する者は、次により参加申請書を提出すること。これにより参加資格要件を審査する。
- (2) 提出期限 令和7年4月2日（水）17：00必着
- (3) 提出書類 募集要領を参照すること。
(ア)参加申請書（別紙様式2）

複数の事業所が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。

(イ) 会社概要

(ウ) 中国または香港に、支社や支店、パートナー企業を有していることを示す書類（任意様式）

(エ) 過去2年以内の類似事業の契約書等の写し（履行実績がある場合）

(オ) 日本の履歴事項全部証明書（写し可）（3か月以内発行に限る）

(カ) 応募資格誓約書（別紙様式3）

(キ) 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写しあるいは競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し

※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。

※複数の事業者が共同で参加する場合、(オ)について参加者全員の書類を提出すること。

ただし、再委託の場合は含まず、再委託承認申請書を契約後提出すること。

(4) 提出方法 電子ファイルまたは郵送により提出すること。

7MBを超えるデータ量のある電子メールは受信できないため、オンラインストレージ等を利用すること。

なお県は、参加申請書の提出を確認した際、その旨を電子メールで連絡する。県から応募を確認した電子メールが届かない場合、上記(2)の提出期限の翌開庁日17時までに、下記「9 問い合わせ先」に電話で問い合わせをすること。これを過ぎた場合、県は応募がなかったものとみなすので注意すること。

(5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

(6) 参加資格審査結果 令和7年4月3日（木）までに通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 上記5(6)で参加資格を認定された者は、次により企画提案書を提出すること。

(2) 提出期限 令和7年4月11日（金）17:00必着

(3) 提出書類 募集要領を参照すること。

下記の項目を記載した企画提案書(様式は任意)を提出すること。

項目	記載内容および留意事項
①受託事業の実施体制	・責任者および本事業の実施体制、県との連絡体

	<p>制。仕様書第5(1)および(2)と、仕様書第5(3)のそれぞれについて記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方へのインバウンド誘客に関するノウハウと実績 ・現地(中国・香港)責任者の経歴、実務経験等 ・当該業務を他の事業者と連携して行う場合、連携を行う他の事業者との役割分担を明確にした上で記載すること。
②営業地域の旅行会社への営業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書第7に定める目標値を満たした上で、1か月あたりの営業件数目標および営業地域別の旅行会社への営業見込数を記載すること。 ・本県への送客に結び付けるための営業地域の旅行会社への効果的な営業手法、具体的な戦略
③ファムトリップの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・招請が可能な旅行会社数と旅程
④助成金事務局の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・営業地域の旅行会社による助成金制度の利用促進に向けた効果的な周知方法、具体的な戦略
⑤スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間中の業務スケジュールを記載すること。
⑥過去の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務を実施した実績(過去2年以内) ・日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。
⑦見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積りは、仕様書第5(1)～(4)および同業務に係る諸経費の内訳金額を記載すること。ただし、第1(4)「県負担限度額イ」に定める助成金の原資は見積りに含め、第1(4)「県負担限度額ウ」に定める成功報酬は見積りに含めない。 ・第1(4)「県負担限度額ア～ウ」に定める上限額ごとの金額を明記すること。 ・見積金額は日本円建てで記載すること。 ・第1(4)「県負担限度額」に定める金額を上限とし、本体価格と消費税額を明記すること。 ・契約は日本円で締結し、為替変動による契約金額の変更は行わない。
⑧成功報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・対象に個人旅行(宿泊施設と移動手段のみ手配等、ツアーとしての取り扱いを行わない旅行)の実績を含めることを希望する場合、送客人数の把握方法とその確認方法を記載すること。
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料の範囲内で、営業地域で使用するための営

	<p>業ツールを新たに作成等する場合、その内容を記載すること。</p> <p>・委託料の範囲内で、本業務に関連して実施可能な事業がある場合、その内容を記載すること。</p>
--	--

(4) 提出方法 電子ファイルまたは紙媒体5部

電子ファイルは、電子メールにより送信すること。なお、7MBを越える容量がある場合は、県で電子メールの受信が拒否される。そのため、電子ファイルを記録したUSB等記録媒体を郵便や宅配便等で送付、またはオンラインストレージを利用し、電子メールでダウンロードURLを通知する方法も可とする。

紙媒体については、郵便等で送付すること。

(5) 提出先 「9 問い合わせ先」に同じ。

7 審査方法等

- (1) 県は審査会を設け、提出のあった企画提案書の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。審査会は4月中旬（予定）に実施する。
- (2) 審査は、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書の内容を総合的に審査する。
- (3) 審査にあたり必要がある場合、審査員が企画提案応募者に対し、ヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。
- (5) 本事業は国の第2世代交付金を活用する事業のため、契約予定者の決定の効果は交付金交付決定時においてのみ生じる。
- (6) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

 - (ア) 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合
 - (イ) 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合
 - (ウ) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

8 その他

この公告に掲げるもののほか、この提案書の提出に関する詳細は、募集要領の定めによる。

9 問い合わせ先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10

福井県交流文化部観光誘客課インバウンド推進室 担当 北川、渡辺

TEL: 0776-20-0699

Email: kankou@pref.fukui.lg.jp

10 様式等の掲載

福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankou/cyuugokudaikou.html>)

からダウンロードすることができる。